

令和5年度火薬類危害予防週間実施要領

令和5年5月23日
経済産業省

1. 目的

火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として、各地の実情に即した取組を行い、火薬類の危害予防意識の高揚を図る。

2. 期間

本年度は、令和5年6月10日（土）から6月16日（金）まで実施する。

（火薬類危害予防週間は、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として、火薬類事故発生件数の増加する7月～8月を控えた毎年6月10日～16日までの7日間に実施）

3. 実施機関

経済産業省（産業保安グループ、各産業保安監督部）、各都道府県及び各指定都市、公益社団法人全国火薬類保安協会、各都道府県火薬類保安協会、公益社団法人日本煙火協会、一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会

4. 実施目標

各実施機関は、本年度の「火薬類危害予防週間」の実施に当たって、関係事業者等に対し、「5. 実施事項」を重点的に実施するよう指導・周知することで、以下の①～⑥の各目標を達成し、火薬類の危害予防意識の高揚を図る。

- ① 関係法令、規程等の周知徹底
- ② 危害予防規程、各現場における作業手順、安全対策等の再確認
- ③ 過去の事故事例を確認し、自らの現場等に置き換えた場合の安全対策・保安教育等の実施
- ④ 製造・消費・廃棄等の各現場における作業開始前の手順や現状確認の徹底
- ⑤ 想定されるリスクの洗い出しや、その対策についての検討
- ⑥ 複数の作業員により確認する仕組みの徹底・構築

5. 実施事項

- (1) 各実施機関は、火薬類危害予防週間のポスターの配布・掲示、目標の周知等の保安啓発活動を実施する。
- (2) 各実施機関は、関係事業者等に対して、従業員に対する目標の周知とともに、立

入検査の実施等を行い、自主保安意識の高揚を図る。

- (3) 各実施機関は、保安講習や表彰等の各地の実情に即した取組等を行い、関係者の危害予防意識の高揚を図る。
- (4) 各実施機関は、関係者間における十分な情報共有・意見交換とともに、事故・災害発生時の連絡体制、役割分担等の対応について再確認を行い、保安管理体制の強化を図る。また、関係機関等とも連携してこれらを実施し、各地域における保安管理体制の強化を図る。

6. その他

例年、夏期期間中においては、煙火消費中の事故が増加するとともに、今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期又は中止となっていた花火大会を始めとする各種イベントの再開が予想されることから、煙火消費における事故防止に向けて、万全な事故防止対策を講じるよう、令和5年4月19日付20230418保局第1号「花火大会等における煙火消費中の事故の防止について（注意喚起）」について、各実施機関は、関係事業者等に対して再周知をお願いいたします。